

川崎市税告示第5号

川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号。以下「条例」という。）第10条の2第1項（災害等による期限の延長）の規定に基づく令和6年川崎市税告示第1号において、別途告示することとしている期日（地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に基づく申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下「申告等」という。）に関する期限のうち、令和6年6月14日国税庁告示第13号（富山県及び石川県の一部の地域における国税に関する申告期限等を指定する件）に掲げる指定地域に住所を有する個人又は事務所若しくは事業所を有する者（法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）の場合は、法人税に係る納税地（本店又は主たる事務所の所在地以外を納税地と指定されている場合においては、当該本店又は主たる事務所の所在地を含む。）が当該地域にある者）に係るものに限る。）については、次のとおりとします。

令和6年7月5日

川崎市長 福田 紀彦



	対象となる申告等の期限	指定する期日
1	令和6年1月1日から令和6年1月31日までの間に到来する個人の市民税及び県民税の普通徴収に係る税額の納付の期限	令和6年7月31日
2	令和6年2月1日から令和6年5月31日までの間に到来する個人の市民税及び県民税の普通徴収に係る税額の納付の期限	令和6年9月2日
3	令和6年6月1日から令和6年7月1日までの間に到来する個人の市民税及び県民税並びに森林環境税の普通徴収に係る税額の納付の期限	令和6年9月2日

4	令和6年7月2日から令和6年9月2日までの間に到来する個人の市民税及び県民税並びに森林環境税の普通徴収に係る税額の納付の期限		令和6年9月30日
5	給与所得に係る個人の市民税及び県民税の特別徴収税額の納入の期限のうち右に掲げる期日に到来するもの	令和6年1月10日	令和6年8月13日
		令和6年2月13日	
		令和6年3月11日	
		令和6年4月10日	
		令和6年5月10日	
		令和6年6月10日	
6	給与所得に係る個人の市民税及び県民税並びに森林環境税の特別徴収税額の納入の期限のうち右に掲げる期日に到来するもの	令和6年7月10日	令和6年8月13日
7	令和6年1月1日から令和6年1月4日までの間に到来する固定資産税及び都市計画税に係る税額の納付の期限		令和6年7月31日
8	令和6年1月5日から令和6年2月29日までの間に到来する固定資産税及び都市計画税に係る税額の納付の期限		令和6年9月2日
9	令和6年3月1日から令和6年4月30日までの間に到来する固定資産税及び都市計画税に係る税額の納付の期限		令和6年9月30日
10	令和6年5月1日から令和6年7月31日までの間に到来する固定資産税及び都市計画税に係る税額の納付の期限		令和6年10月31日
11	1の項から10の項までに掲げる期限以外の申告等の期限		令和6年7月31日